



給湯器の点検商法 にご注意ください!

業者が「給湯器の無料点検」と称して突然自宅を訪問し、「すぐに交換しなければ壊れる」などと不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る相談が多く寄せられています。「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽ったり「今契約すれば割引する」と言葉巧みに勧誘をされることがあります。

相談事例 1

「ガス給湯器の無料点検に来ました」と知らない業者が来訪し、点検後に「劣化しているのでいずれ壊れる。火災の心配もある」などと言い、新しい給湯器への交換を勧めてきた。「今なら割引できる」と言われ、約30万円の契約をしてしまった。1日経って冷静に考えると突然訪問してきたことを不審に感じた。解約したいがどうすればよいか。

相談事例 2

「ガス器具の点検を行う」と電話があり、契約しているガス会社からだと思い承諾した。4日後業者が訪問して外から点検したところ、「古くて年数が経っている。ガス漏れは目に見えないので危ない」「交換費用は30万円程」と言われ契約した。後になり契約しているガス会社に問い合わせたところ、「関係のない業者だ」「費用も高額である」と言われた。解約したい。



トラブル防止のためのポイント

● 安易に点検させない！

点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。給湯器の交換にあわせて給水管の交換も必要だと勧誘する事例も報告されています。安易に点検に応じないようにしましょう。

● その場で契約しない！

点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談し、購入する場合は複数の事業者から見積もりを取ったりするといででしょう。また、家族や周囲の人の意見も聞きながら、本当に必要な工事なのか慎重に検討しましょう。家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。

● きっぱり断る！

「すぐに交換しなければ危ない」などと不安をあおって契約を急がせる場合や、しつこく勧誘してくる事業者には注意が必要です。不審・不要な勧誘は、きっぱり断りましょう。

消費生活相談案内

ネット通販で個人口座に振り込んだら商品が届かず音信不通！？

トイレが詰まりネットで探した格安の業者に頼んだら高額請求された！？

実在する企業をかたる偽SMSに個人情報を入力したら、不正利用された！？

SNS広告からお試しのつもりで購入したところ、定期購入だった！？

即決せず家族に相談！
消費生活相談は3か所のセンターへお電話を！
市外の方は ☎188*へ！



消費生活総合センター
TEL 048-645-3421 (相談窓口)
FAX 048-643-2247

相談受付：月～土曜日
相談時間：9時～17時
※受付は16時30分まで

日曜日の電話相談 9時～16時 TEL:048-645-3421 FAX:048-643-2247



浦和消費生活センター
TEL 048-871-0164 (相談窓口)
FAX 048-883-4893

相談受付：月～土曜日
相談時間：9時～17時
※受付は16時30分まで

日曜日の電話相談 9時～16時 TEL:048-645-3421 FAX:048-643-2247



岩槻消費生活センター
TEL 048-749-6191 (相談窓口)
FAX 048-749-6193

相談受付：月～金曜日
相談時間：9時～12時、13時～17時
※受付は16時30分まで

※祝休日、年末年始を除く

※消費者ホットライン。自動応答でお住まいの郵便番号を入力すると最寄りの消費生活センターへお電話を！

